

知多浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見並びに現地見学会における質問について

	章	頁	行	該当箇所	意見/質問	対応/回答
1	第2章	2.3	3行目	事業期間	令和14年3月31日引き渡しとありますが、3機場すべてを引き渡すのに5年間しか期間がなく、工事内容から鑑み、非常にタイトな工期設定と考えます。引き渡し期間を段階的に延長していただきたくお願いします。（例）知多浄水場：令和13年3月31日まで。弥富・筏川ポンプ場：令和14年3月31日など。	原案のとおりとします。 また、引き渡しは令和13年3月31日となります。
2	第2章	2.3	6行目	事業期間	NTTアナログ回線は令和11年3月31日にサービスが停止予定ですが、本工事の整備期間3年目であり、未だ新しい監視制御設備へ切り替わっておりません。そのため回線切り替えに際し、既設監視設備への対応をすることになり、参入障壁と考えられるため、事業範囲から除外願います。	本事業では、遠方監視制御設備に使用している通信回線に関する全ての施設の機器更新を行うことから、参入障壁にならないと考えられるため、原案のとおりとします。
3	第2章	2.7	2行目	新技術の定義及び取り扱い	新技術の定義が、「IoT・AIをはじめとするデジタル技術等」とありますが、一方で「整備対象の計装設備・電気設備に付随する技術に限定しない」ともあり非常に広義で曖昧と考えます。新技術の定義は明確にいただきたくお願いします。また、調達仕様書に記載されていますが、同内容では要求項目ではなく評価項目（必須としない）としていただけないでしょうか。	新技術の開発動向は各社により異なり、新技術の定義を明確にした場合、参入障壁となる可能性があるため、原案のとおりとします。また、新技術の提案は必須とします。
4	第2章	2.7	1行目	新技術の活用	IoT・AIの新技術の導入では、クラウド技術を活用した提案でもよろしいでしょうか。	本事業では、「IoT・AIをはじめとするデジタル技術等により、県企業庁への効果が定量的に評価できるもの」を求めます。
5	第3章	3.3.3	6行目	設計全般 事前調査	提供頂いた既設図面と現地状況の齟齬に対するリスクは、別紙3リスク分担表へ明記をお願いします。現地調査を行い、発覚したミスマッチによる追加費用や作業期間の延期などは県企業庁様側にて対応していただけないでしょうか。	調達仕様書のとおり、当庁が提供する既存図面と最新の現場状況を調査確認の上、その結果を設計業務に反映して下さい。
6	第3章	3.3.3	9行目	設計全般 事前調査	「既設の制御電源等を十分に調査」とありますが、無停電(特殊電源)系の対象負荷と容量計算書をご提示願います。	既存の資料等は閲覧・配布の機会を別途設けます。 技術提案書の作成等に必要な資料があれば、入札公告後、資料開示を求めるとして下さい。

知多浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見並びに現地見学会における質問について

	章	頁	行	該当箇所	意見/質問	対応/回答
7	第3章	3.4.1	7行目	設計業務の要求水準 前提条件	運転操作方法及び現場操作盤のランプ類を既設と統一を図ることと記載がありますが、今回更新対象となる盤図及び監視装置の画面・帳票類、現場液晶パネル画面（※既設に存在すれば）を全てご提示いただけるものと考えますがよろしいでしょうか。	既存の資料等は閲覧・配布の機会を別途設けます。技術提案書の作成等に必要な資料があれば、入札公告後、資料開示を求めることとして下さい。
8	第3章	3.4.2 (5)	7行目	設計業務の要求水準 基本条件	「使用する機器は、・・・事業完了後5年程度の使用に耐え・・・」とありますが、中央監視制御装置や計装設備、VVVF装置は事業完了の時点で、整備後25年を経過しており、通常耐用年数を超えております。一律5年ではなく受変電設備などの耐用年数の長い設備と分けた要求にさせていただきたくお願いします。	維持管理期間中の修繕等により、事業完了後5年程度の使用に耐える設備となるよう、維持管理計画を策定して下さい。また、調達仕様書のとおり、本事業の最終年度において、維持管理業務を行った全ての設備を対象に、調達仕様書等で示した性能を発揮できる機能を有し、かつ、著しい損傷がない状態であることを確認の上、今後必要となる保守点検及び修繕の内容を示すこととして下さい。
9	第3章	3.4.2(12)	3行目	設計業務の要求水準 基本条件	「筏川取水場及び弥富ポンプ場は津波災害計画区域であるため配置場所に留意とのこと」とありますが、現状の1階電気室のレベルは浸水レベルでないとの理解でよろしいでしょうか。	1階電気室レベルは、浸水レベルに当たるため、必要な措置を講じることとしてください。
10	第3章	3.4.2(12)		設計業務の要求水準 基本条件	既設電気室の耐水化・防水化等に伴う既設構造物の改修が必要との判断となった場合、既設構造に関する計算書を提示していただくことでよろしいでしょうか。もしくは計算書をご提示いただけない場合は調査・確認等に係わる費用は設計変更対象と考えますが、よろしいでしょうか。	既存の資料等は閲覧・配布の機会を別途設けます。技術提案書の作成等に必要な資料があれば、入札公告後、資料開示を求めることとして下さい。なお、設計業務に必要な調査、確認等に係わる費用は、本事業に含まれます。
11	第3章	3.4.2(12)	4行目	設計業務の要求水準 基本条件	「新たに空調設備・・・の整備は本事業の範囲」との記載について、補強等は設備工事により影響が及ぶ部分的な補強であり、建築物全体の耐震補強工事が必要となった場合には別途工事と考えますがよろしいでしょうか。	事業者の提案により、建築物全体の耐震補強工事が必要となる場合は、本事業に含まれます。
12	第3章	3.4.2(14)	1行目	設計業務の要求水準 基本条件	「既設の改造が発生しないように・・・」との記載がありますが、既設事業者以外の事業者においては提案時点での既設改造の可否を判別できないため、公平性の観点から、県企業庁様のご負担にて既設改造を実施していただくのが望ましいと考えます。	事業者の提案により、既設設備の改造が必要となる場合は、本事業に含まれます。

知多浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見並びに現地見学会における質問について

	章	頁	行	該当箇所	意見/質問	対応/回答
13	第3章	3.4.4		設計業務の要求水準 中央監視制御設備（知多浄水場）	設備の切替期間中は新旧帳票パソコンが存在することとなり、切替前施設(機器)は旧帳票パソコンで、切替後の施設(機器)は新帳票パソコンで管理する二元管理となりますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、管理方法の詳細は事業者の提案となります。
14	第3章	3.4.4	22行目	設計業務の要求水準 中央監視制御設備（知多浄水場）	「中央監視制御設備に取り込まれていない信号」との記載がありますが、その信号は事業者提案の範疇と考えてよろしいでしょうか。県企業庁様からの要望であれば、あらかじめ今回新たに取込する信号項目リストとその信号用途(監視のみ、もしくはインターロックに使用するのかなど)をご提示願います。	県企業庁からの要望については、個別に行う技術対話等において提示するため、確認を求めるとしてください。
15	第3章	3.4.6	8行目	設計業務の要求水準 遠隔監視制御設備	「通信回線の契約は事業範囲に含まれる」と記載がありますが、通信回線にかかわる不具合は事業者側にて対処することは困難と考えます。本事業に必要な民間の技術力やノウハウとも外れているため、事業範囲から除外頂きたいをお願いします。	通信機器の故障や回線断等の不具合については、通信事業者が対処することを想定しています。
16	別紙3			リスク管理表	備考にて「一定割合は事業者側が負担する」と記載がありますが、一定という記載でなく、明確な記述をお願いいたします。	契約書（案）に記載します。
17	第3章	3.4.6 3.4.7	7行目 3行目	設計業務の要求水準 遠隔監視制御設備 テレメータ設備	今回遠隔制御設備及びテレメータ設備に使用する通信回線は事業者提案となっているが、維持管理期間中の回線費用は20年間の維持管理費に含めるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	第3章	3.4.9	4行目	設計業務の要求水準 ITV設備	「カメラの設置場所は県と協議」とありますが、カメラの想定台数は把握したく、現状設置を想定している場所のリストだけでもご提示いただけないでしょうか。	既存の資料等は閲覧・配布の機会を別途設けます。 技術提案書の作成等に必要な資料があれば、入札公告後、資料開示を求めるとして下さい。

知多浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見並びに現地見学会における質問について

	章	頁	行	該当箇所	意見/質問	対応/回答
19	第3章	3.4.10		設計業務の要求水準 受変電設備	接地極は既設流用と考えてよろしいでしょうか？合わせて既設接地関連の資料(施工図・系統図)はご提示いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	既設流用を含めて、事業者の提案となります。 また、既存の資料等は閲覧・配布の機会を別途設けます。 技術提案書の作成等に必要な資料があれば、入札公告後、資料開示を求めることとして下さい。
20	第4章	4.3.3	1行目	工事全般 切替条件	「3機場同時の切替は基本出来ない」との記載ですが、限られた工期のなか同時施工は避けることが出来ないと考えております。工期の設定期間を長くしていただくか、各機場ごとに段階的な工期設定をしていただけないでしょうか。	切替作業について、水処理業務への配慮を求める記載であり、同時施工を不可とするものではありません。水運用に支障のない切り替え作業等は同時実施可能です。
21	第4章	4.3.3(2)	2行目	工事全般 新旧設備の切り替え	「切替は設備単位の系統ごと・・・影響を最小限」とありますが、機器及び設備毎（または系統毎）の停止可能時間をご提示お願いします。	受水団体、ユーザーとの調整等により設備の停止可能時間が大きく異なるため、技術対話において確認を求める、または事業開始後、各段階で実施する打合せの場において、確認を求めることとしてください。
22	第6章	6.2		その他 本仕様書に記載されていない事項	工事期間中に発生する既設機器に対する異常対応は県企業庁様で対応いただくことで分担表に明記願います。	リスク管理表に明記します。
23	3章	3.4.2(13)	1行目	床荷重等を十分に調査し、構造耐力上、安全であることを確認の上、施工すること。	耐震強度計算に必要な資料はご提供頂くようお願いします。	既存の資料等は閲覧・配布の機会を別途設けます。 技術提案書の作成等に必要な資料があれば、入札公告後、資料開示を求めることとして下さい。
24	3章	3.4.3	1行目	各施設の運転監視を行うため、監視業務に優れ、維持管理時の動線を考慮した配置、レイアウトにすること。レイアウトの変更等に必要な改修は本事業に含むものとし、工事期間中に仮設の中央監視室を設ける場合も同様とする。 また、入退場管理を行う機能を有する等、適切な情報セキュリティ対策を実施すること。	監視室のレイアウトに関する建築付帯工事について本事業で行うものとし、建屋などの建設工事を伴う改修は本事業に含まないことを明記願います。	事業者の提案により、建屋などの建設工事を伴う改修が必要となる場合は、本事業に含まれます。

知多浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見並びに現地見学会における質問について

	章	頁	行	該当箇所	意見/質問	対応/回答
25	3章	3.4.7	3行目	回線又は通信事業者との契約を含むものとする。	初期工事費だけでなく、回線およびサービス利用料も含むものとし、これを維持管理業務期間含めて、受注者にて費用負担するという認識で相違ないでしょうか。受注者の費用負担事項について明記願います。	ご理解のとおりです。調達仕様書に明記します。
26	4章	4.3.3	1行目	知多浄水場、筏川取水場及び弥富ポンプ場の各施設の設備切り替えは、水運用の観点から基本的に同時に実施しないこととする。	筏川取水場と弥富ポンプ場間は導水ポンプの連動制御を行っているため、監視制御設備の切替については両拠点でのラップ工事期間が必要かと考えます。電気設備については複数拠点での設備切り替えを同時に実施しないという条件とさせていただきます。	切替作業について、水処理業務への配慮を求める記載であり、同時施工を不可とするものではありません。水運用に支障のない切り替え作業等は同時実施可能です。
27	5章	5.2	2行目	県企業庁の運転管理従事者が行う日常巡視点検は対象外とする。	業務対象外の運転管理従事者が行う日常巡視点検の内容を明記願います。	既存の資料等は閲覧・配布の機会を別途設けます。技術提案書の作成等に必要な資料があれば、入札公告後、資料開示を求めることとして下さい。
28	5章	5.2	2行目	県企業庁の運転管理従事者が行う日常巡視点検は対象外とする。	対象外の日常巡視点検の結果について予防保全の観点から情報提供をいただく、お願いします。	既存の資料等は閲覧・配布の機会を別途設けます。技術提案書の作成等に必要な資料があれば、入札公告後、資料開示を求めることとして下さい。
29	別紙1	計装設備 通信設備	—	テレメータ装置の通信対向先について。	本事業の更新対象設備のうち、テレメータ装置については通信対向先も更新する必要があると考えます。以下に示す設備のみと考えてよいでしょうか。 <知多浄水場との対向拠点> ・場外電動弁TM子局（上野・知多導水切替弁と推察） ・水資源機構TM子局 ・阿久比TM子局 ・桜鐘TM子局 <筏川取水場との対向拠点> ・長良川導水管理所TM子局	対向拠点の詳細は、調達仕様書に明記します。
30	別紙1	計装設備 通信設備	—	テレメータ装置の通信対向拠点の既設改造について。	上記の通信対向拠点についてはテレメータ装置の更新だけでなく、回線変更も必要になると考えます。ONUやルータ等の通信機器の増設など、設置場所や電源供給など対向拠点側にて既設盤の改造が必要です。既設盤は全て企業庁殿の所有物でしょうか。他機関の所有物の場合、既設改造の取り扱いについては本事業の範囲外と考えてよいでしょうか。	事業者の提案により、既設設備の改造が必要となる場合は、本事業に含まれます。なお、他機関の所有部の場合は別途協議とします。

知多浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見並びに現地見学会における質問について

章	頁	行	該当箇所	意見/質問	対応/回答	
31	配付図面	システム構成図	筏川取水場	木曾川公団とのテレメータ装置について。	筏川取水場では木曾川公団とのテレメータが設置しており、別紙1には更新対象とされていますが、システム構成図では本事業の範囲外となっています。どちらが正しいでしょうか。	対象外となりますので、別紙を修正します。
32	配付図面	システム構成図	知多浄水場	電気設備と計装設備の通信取り合いについて。	現場説明会の際、ろ過池設備にて盤内を確認させて頂いたところ、SQC盤にはハードワイヤによる入出力がほとんど無く、補助継電器盤もありませんでした。コントロールセンタや現場操作盤との信号取り合いは通信で行われているのでしょうか？またろ過池以外の他設備でも同様に通信取り合いとなっているのでしょうか。	概ねご理解のとおりです。また、既存の資料等は閲覧・配布の機会を別途設けます。技術提案書の作成等に必要な資料があれば、入札公告後、資料開示を求めるとして下さい。
33	2章	2.2	2行目	本仕様書に明記されていない事項であっても当然必要となる業務については良識のある判断に基づいて行わなければならないものとする。	更新対象ではない既設設備については、本事業の業務範囲外との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	---	---	---	B期間中及び、M期間中の物価上昇による協議について	設計変更協議範疇としていただきたいです。	契約書（案）に記載します。
35	2章 2.3	2	3-5	維持管理業務は令和13年4月1日から着手するため、事業者は、令和13年3月31日までに工事目的物の引き渡しを終えるよう、各施設の設計及び建設業務を進めること。引き渡し以降の更新整備期間（令和13年4月1日～令和14年3月31日）は、既設の撤去等を行うものとする	既設の撤去等は、各施設の切替作業に合わせて順次行うため、既設の撤去を含めて工事目的物の引き渡しを令和14年3月31日までに終えることとし、維持管理業務は令和14年4月1日から令和34年3月31日の期間として頂くようお願い致します。	原案のとおりとします。
36	2章 2.3	3	6-7	また、既設の遠方監視制御装置等で使用しているNTT アナログ回線は、令和11年3月31日にサービス提供の終了が予定されていることから、遅延なく回線の切り替えを行うこと。	既設の遠方監視制御に使用されている高速デジタル伝送サービスも同時にサービス提供の終了が予定されているため追記頂くようお願い致します。	調達仕様書に明記します。

知多浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見並びに現地見学会における質問について

	章	頁	行	該当箇所	意見/質問	対応/回答
37	2章 2.7	4	9-13	また、リリース前又は開発段階の技術については、今回の提案とは別に、予め県企業庁と協議した上、本事業へ試験的に導入することができる。 その際、知多浄水場、筏川取水場及び弥富ポンプ場を現地検証場所として使用することもできる。この場合の知的財産等の取り扱いについては、提案内容を踏まえ、県企業庁との協議により決定するものとする。実地検証にかかる費用は原則事業者の負担とするが、土地及び施設の利用については無償とする。	リリース前又は開発段階の技術の提案を認める場合、実現性や効果が不明確なため、今回の提案の評価対象とならないように明示頂くようお願い致します。	「今回の提案とは別に」と記載しているとおり、リリース前又は開発段階の技術については、評価対象となりません。当該技術については、事業契約後に提案して下さい。
38	3章 3.3.2	5	6-8	打合せには管理技術者が必ず立ち会うものとし、打合せ後は速やかに議事録を作成し県企業庁に提出するものとする。	管理技術者が「必ず立ち会う」を「原則立ち会う」として、管理技術者のリモートでの参加も認めて頂くようお願い致します。	立ち合い方法について指定はありません。
39	3章 3.3.3	6	4-5	技術提案書の内容から大幅に変更が生じる場合は、県企業庁と別途協議の上、対応を決定するものとする。	本記載については、公平性の観点から、削除頂くようお願い致します。	原案のとおりとします。 なお、事業者の責に帰すことのできない場合等、個別の事情に応じ、合理的に認める場合に限りします。
40	3章 3.4.2 (11)	7	1-3	将来の機能増設、改造及び更新に柔軟に対応できるよう、拡張性・柔軟性が高いシステム、機器を採用すること。維持管理期間中に県企業庁が行う工事に伴い必要となる機能増設等については、県企業庁が別途発注を行うため、その都度対応すること。	貴庁が別途発注を行う対象は、維持管理期間のみではなく、更新整備期間も対象として頂くようお願い致します。	設計・制作段階かつ軽微な変更である場合は、本事業の中で事業者にて実施いただく想定です。
41	3章 3.4.2 (13)	7	3-4	耐震補強等の大幅な補強が必要な場合は、県企業庁と別途協議の上、対応を決定するものとする。	事業開始後に耐震補強が必要と判断された場合は、貴庁より別途工事で発注頂くことを明記頂くようお願い致します。	事業者の提案により、耐震補強が必要となる場合は、本事業に含まれます。
42	3章 3.4.2 (14)	7	1-4	既設から信号を授受するために必要な設備の整備は、本事業の範囲とするが、既設の改造が発生しないよう十分な調査、検討を行うこと。安全性、施工性及び経済性等を考慮し、既設の改造が必要と判断した場合は、改造範囲が最小限となるよう検討し、県企業庁と協議の上、合理的な範囲内で県企業庁が実施する。	既設の改造については、県企業庁にて実施と記載頂いておりますが、各事業者の提案内容により既設改造項目が異なる可能性があると考えます。そのため、提案書に既設改造項目の記載を必須とし、事業開始後に提案書に未記載の既設改造が必要になった場合は受注者の負担とすることを明記頂くようお願い致します。	事業者の提案により、既設設備の改造が必要となる場合は、本事業に含まれます。

知多浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見並びに現地見学会における質問について

章	頁	行	該当箇所	意見/質問	対応/回答
3章 3.4.5	8		3.4.5 現場監視制御設備	『現場監視制御設備』の定義を明示頂くようお願い致します。	コントロールセンタ、補助継電器盤、現場操作盤間の信号取り合いを行うシーケンサ盤等を指します。
3章 3.4.6	9	7-8	使用する回線、通信方式はセキュリティ面、信頼性、伝送量、経済性等を踏まえて事業者の提案とし、回線又は通信事業者との契約を含むものとする。	左記でいう”契約”の定義を明示頂くようお願い致します。	調達仕様書に明記します。 なお、通信回線に関わる申請、契約、期間中の使用料等一切の費用を事業者とする契約することを指します。
3章 3.4.7	9	3-4	使用する回線、通信方式はセキュリティ面、信頼性、伝送量、経済性等を踏まえて事業者の提案とし、回線又は通信事業者との契約を含むものとする。	左記でいう”契約”の定義を明示頂くようお願い致します。	調達仕様書に明記します。 なお、通信回線に関わる申請、契約、期間中の使用料等一切の費用を事業者とする契約することを指します。
3章 3.4.9	9	4	カメラの設置場所については、県企業庁と協議の上、決定するものとする。	カメラの設置場所は既設同等とすること、ならびに既設のカメラの設置台数を具体的に提示頂くようお願い致します。	設備の設置箇所に応じて、カメラの設置場所を検討する必要があるため、原案のとおりとします。 また、既存の資料等は閲覧・配布の機会を別途設けます。 技術提案書の作成等に必要資料があれば、入札公告後、資料開示を求めることとして下さい。
3章 3.4.11	9	1-9	3.4.11 運転操作設備 各負荷への電源供給及び運転・制御を行うこと。 運転・制御盤の構成は、負荷設備毎にコントロールセンタ+補助継電器盤方式、動力制御盤方式の採用を検討すること。 また、負荷設備側での操作を可能とするため、現場操作盤を設置するとともに、制御電源は、維持管理を安全かつ容易に行えるよう考慮し、系統別、機器別、号機別等に細分化して、スイッチ、ヒューズ等を設けること。 なお、現場監視制御設備との信号の授受については、ハードリレーによる制御回路の構築を基本とする。ただし、更新スペースに余裕がなく、制御回路に既設と同様の通信による制御回路を構築する場合は、レスポンスタイムが早い制御ネットワークを採用すること。 インバータ機器については高調波対策を行い、他設備の運用に支障をきたさないこと。	運転・制御盤の構成について、知多浄水場内は設置スペースの制約があり、また幅広い提案を可能とするため、コントロールセンタ+補助継電器盤方式、動力制御盤方式と並べて、コントロールセンタ+PLC方式の採用も認めて頂くようお願い致します。 上記を認めて頂く場合、「なお、現場監視制御設備との信号の授受については、ハードリレーによる制御回路の構築を基本とする。ただし、更新スペースに余裕がなく、制御回路に既設と同様の通信による制御回路を構築する場合は、レスポンスタイムが早い制御ネットワークを採用すること。」の記載は不要と考えます。 また、仕様書(案)内の本記載と関係する部分を全体的に見直し頂きますようお願い致します。	運転・制御盤の構成について、設置スペースの制約等を考慮し、調達仕様書を一部修正します。 なお、通信による制御回路を構築する場合、調達仕様書のとおり、汎用性、レスポンス性への配慮が必要となります。

知多浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見並びに現地見学会における質問について

	章	頁	行	該当箇所	意見/質問	対応/回答
48	3章 3.4.12	10	2-3	各設備は設置環境の良好な電気室等に設置することとし、耐久性の高い設備とすること。	設置環境が良好であれば、機器に要求される耐久性は工業用として標準的なもので良いと考えられます。『設置環境が不十分な場合は』耐久性の高い設備とすること、に見直し頂くようお願い致します。	ご理解のとおりです。 調達仕様書を修正します。
49	4章 4.3.3	12	1-6	知多浄水場、筏川取水場及び弥富ポンプ場の各施設の設備切り替えは、水運用の観点から基本的に同時に実施しないこととするが、設備切り替えの準備として実施する配線工事や機器据付等は実施することができる。事業者は切り替え手順書を施工前に県企業庁に提出し、県企業庁の承認を受けた切り替え手順書に従って施工すること。切り替え手順書は、各設備の切り替え実施 14日前までに県企業庁に提出すること。 なお、設備の切り替えにおいて以下の点に留意すること。	水運用に支障のない切り替え作業は同時実施を可能として頂くようお願い致します。	切替作業について、水処理業務への配慮を求める記載であり、同時施工を不可とするものではありません。水運用に支障のない切り替え作業等は同時実施可能です。
50	別紙3	リスク管理表	-	一定の割合を超える費用負担は県企業庁、それ以外は事業者が負担する。	事業者の費用負担割合についてご提示をお願い致します。	契約書（案）に記載します。
51	2章	2.3	6	既設の遠方監視制御装置等で使用しているNTTアナログ回線は、令和11年3月31日にサービス提供の終了が予定されていることから、遅延なく回線の切り替えを行うこと	契約締結の令和8年3月から3年間しかありません。 基本設計、実施設計、機器承諾、製作等の時間を考慮すると非常に厳しいと思われます。本スケジュールだと既存設備のデジタル化対応を先行実施しないとイケないと考えますがそうすると既存メーカーに依頼せざるを得ないのではないのでしょうか。	原案のとおりとします。 なお、事業者の提案により、既設設備の改造が必要となる場合は、本事業に含まれます。
52	3章	3.4.2	20	維持管理期間中に県企業庁が行う工事に伴い必要となる機能増設等については、県企業庁が別途発注を行う	設計業務及び建設業務期間中の県企業庁が行う機械設備等の改良・増強工事に伴い必要となる今回新設で納入予定の電気設備に対する機能増設等の扱いは今回の事業者範囲となりますでしょうか。	設計・制作段階かつ軽微な変更である場合は、本事業の中で事業者にて実施いただく想定です。
53	3章	3.4.2(1)	1	本事業に必要なピット、ダクト、ラック、配管、配線及び設置工事にかかわる設計を含む。	ピット、ダクト、ラック、配管設置に当たり、既存躯体強度は考慮する必要がありますか？既存躯体の耐震診断の結果書を開示していただきたい。また、接地工事は既存接地極を更新する必要がありますか？それとも既設流用と考えてよいのでしょうか。	既存の資料等は閲覧・配布の機会を別途設けます。 技術提案書の作成等に必要な資料があれば、入札公告後、資料開示を求めるとして下さい。 また、設置工事は既設流用を含めて、事業者の提案となります。

知多浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見並びに現地見学会における質問について

	章	頁	行	該当箇所	意見/質問	対応/回答
54	3章	3.4.2(11)	2	維持管理期間中に県企業庁が行う工事に伴い必要となる機能増設等については、県企業庁が別途発注を行う。	各機器の負荷リストは拡張分を含んでいませんので、新設した機器に対し機能増設の必要がでた場合は別途受注者と設計変更協議をいただけたらと考えてよいですか。	別途発注を想定しています。ただし、将来の機能増設等に対する拡張性、柔軟性については、事業者の提案となります。
55	3章	3.4.2(12)	4	なお、電気室等において、新たに空調設備又は換気設備が必要となる場合、各設備の整備は本事業の範囲とする。	管廊などに設置されている制御盤の雰囲気であれば、新たに空調を設置しなくても良いと判断してよろしいですか？	事業者の提案となります。
56	3章	3.4.2(13)	1	機器据付及び配管工事等の施工に伴う建築物への影響については、床荷重等を十分に調査し、構造耐力上、安全であることを確認の上、対応を決定するものとする。	沈殿池及びろ過池の管廊での躯体コンクリートの中性化が進んでいることを危惧されます。耐震診断による既存躯体の強度を開示いただけますか。	既存の資料等は閲覧・配布の機会を別途設けます。技術提案書の作成等に必要資料があれば、入札公告後、資料開示を求めるとして下さい。
57	3章	3.4.2(14)	1	既設から信号を受受するために必要な設備の整備は、本事業の範囲とするが、既設の改造が発生しないよう十分な調査、検討を行うこと。	対象外の「無線通信設備」との信号について詳細をご教授いただけるものと理解してよろしいですか？遠方監視設備切替作業において一時的に現場への監視制御で活用可能でしょうか。	既存の資料等は閲覧・配布の機会を別途設けます。技術提案書の作成等に必要資料があれば、入札公告後、資料開示を求めるとして下さい。なお、遠隔監視設備の切替作業の詳細については、事業者の提案となります。
58	3章	3.4.4	5	運転監視業務で使用する監視操作用パソコンは、運用に必要な台数を設置するもの	本業務範囲外となります運転監視業務上で、必要な最低台数の指定は無く、事業者提案範囲でしょうか。そうでなければ必要台数をご提示いただけないでしょうか。	中央監視制御設備（中央監視室含む）の詳細については、事業者の提案となります。
59	3章	3.4.9	4	カメラの設置場所については、県企業庁と協議の上、決定するものとする	カメラの設置場所は協議で、台数は事業者提案範囲となり、協議により台数が増えた場合は契約変更対象と考えてよいでしょうか。	設置場所の取り扱いは調達仕様書のとおりです。なお、カメラの台数は既設と同等以上とし、事業者の提案となります。

知多浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見並びに現地見学会における質問について

章	頁	行	該当箇所	意見/質問	対応/回答	
60	4章	4.3.1	5	(1) 各施設は長時間の取水・送水停止ができないことから、水処理に影響を及ぼす作業については、事前に水処理の停止可能時間等を県企業庁と十分に調整すること。	設備単位毎の停止可能条件及び停止時間は入札公告時の質問又は現地見学会質問書でご教授いただきたい。	受水団体、ユーザーとの調整等により設備の停止可能時間が大きく異なるため、技術対話において確認を求める、または事業開始後、各段階で実施する打合せの場において、確認を求めることとしてください。
61	4章	4.3.1	10	(3) 県企業庁が実施する浄水場内の工事、委託業務等について、事前に十分な調整を行うこと。	建設期間中に予定されている浄水場内の工事と契約中または発注を予定している委託業務等の開示をお願いします。	定例的な点検委託及び修繕工事等を実施する想定です。具体的な実施時期、内容等については、事業契約後、適宜情報提供することとします。
62	4章	4.3.4	1	事業者は、設置した各設備について試運転を行い、個々の設備及びシステム全体としての性能及び機能を確実に確認すること。	システム全体としての性能を確認する、とありますが、プラント全体として考えればポンプ設備等機械設備の性能を含めて確認する必要があると考えますが、上記はご教授いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	性能の確認については、ご理解のとおりです。なお、試運転の詳細については、事業者の提案となります。
63	5章	5.3.2	6	修繕の内容によっては、県企業庁が別途発注する	改修内容によって修繕か改良工事かが判断できない場合があると思われまます。企業庁様で別途発注とされる想定例をご教示いただきたい。	地震等の不可抗力により損害が発生した場合、応急復旧工事を別途発注することがあると想定しています。
64	5章	5.4	1	事業者は各設備の工事完了から事業完了までの20年間、設備の性能を維持するよう、法令点検及び各種試験等を実施する保守点検を行い、必要に応じて修繕や取替等を行うこと。	今回の事業対象外設備についての法令点検や保守点検・修繕も含まれるのでしょうか。	本事業で納入した設備が対象となります。
65	5章	5.4.1	2	運転操作研修については、運転監視業務を行う県企業庁の新規従事者が運転操作方法等を短期間で理解・習得できるよう、必要な研修計画を策定する	今回工事で納入した機器について、取扱説明書を作成して操作説明会を実施することで想定しておりますが、新規従事者が入るのは年1回とした場合、年間何回程度の説明会を想定すれば良いかご教授いただきたい。	事業者の提案となります。

知多浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見並びに現地見学会における質問について

章	頁	行	該当箇所	意見/質問	対応/回答
66	<添付資料> 別紙2機器配置図		筏川取水場 通信設備	長良川導水管理所と木曾川公団（子局）の配置図を開示してもらいたい。	既存の資料等は閲覧・配布の機会を別途設けます。技術提案書の作成等に必要な資料があれば、入札公告後、資料開示を求めるとして下さい。
67	<添付資料> 別紙3 リスク管理表	第三者賠償リスク	（設計業務、建設業務、維持管理業務における騒音、振動、臭気等に関するもの）	「騒音、振動、臭気等に関するもの」のみ第三者賠償リスクを負う認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68			施工計画の範囲について	知多浄水場で新電気室を築造する場合、土地・建物などの計画から施工・予算等は、提案の範囲となり請負者側で実施するのでしょうか。それとも企業庁様側でご対応いただけるのでしょうか	事業者の提案により、新電気室の築造が必要となる場合は、本事業に含まれます。
69			完成図書	関連設備すべての既設完成図書の貸与はしていただけるのでしょうか。ソフトウェアで構築されている回路についてはソフトシーケンスや信号アドレスの開示もしていただけたらと考えてよいでしょうか。	既存の資料等は閲覧・配布の機会を別途設けます。技術提案書の作成等に必要な資料があれば、入札公告後、資料開示を求めるとして下さい。
70			ITV設備	既設ITV設備に使用している回線種別をご教授下さい。	既存の資料等は閲覧・配布の機会を別途設けます。技術提案書の作成等に必要な資料があれば、入札公告後、資料開示を求めるとして下さい。
71			ITV設備	3.4.9 4行目に関し、本事業での提案にあたり、屋内に据え付けられている各ITVカメラの運転監視業務上で、既存設備の設置思想及び設置されている場所の理由をご教授下さい。	設備の稼働状況等を監視するためです。

知多浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（案）に対する意見並びに現地見学会における質問について

	章	頁	行	該当箇所	意見/質問	対応/回答
72				監視制御設備	知多浄水場、筏川取水場、弥富ポンプ場に設置されている監視操作 用パソコンの台数について、既存設備の設置思想及びその台数根拠 をご教授下さい。	場内及び場外施設の操作、監視を行うに当たり、運転管理従事者の 操作性等を考慮し、必要となる台数を設置しています。
73				監視制御設備	知多浄水場、筏川取水場、弥富ポンプ場に設置されている多重無線 装置（対象外）との信号授受内容をご教授ください。	既存の資料等は閲覧・配布の機会を別途設けます。 技術提案書の作成等に必要資料があれば、入札公告後、資料開示 を求めることとして下さい。
74				監視制御設備	または対象設備の完成図書を貸与いただけると考えてよいでしょう か。	既存の資料等は閲覧・配布の機会を別途設けます。 技術提案書の作成等に必要資料があれば、入札公告後、資料開示 を求めることとして下さい。